

平成20年度工事定期監査（第1期）の結果に基づき講じた措置等

（環境局，都市計画総局，みなと総局，水道局，交通局）

交通局

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(1)計画</p>		
<p>ア 縦樋の塗装の未改修</p> <p>本工事は、須磨区における地下鉄車両工場の外壁島改修（塗装）工事である。</p> <p>外壁改修後、外壁の全面塗装を行っているが、その外壁に付いている縦樋については、既存の塗装が剥れて見苦しくなっている状態にもかかわらず、計画時点での調査や工事施工中においても考慮しておらず、今回の工事で放置された状態で景観上も好ましくない。</p> <p>壁面塗装のため仮設足場を設置しており、これを利用できることから、本工事において施工すべきであった。</p> <p>（交通局高速鉄道部施設管理課）</p> <p>[No.64 名谷車両基地保線作業所外壁改修その他工事]</p>	<p>計画時点で十分調査の上施工範囲を定めるよう、係会議（10月9日）で係全員に周知した。</p> <p>なお本件については、名谷車両基地内の施設の改修を順次進めており、今後の工事を行う時にあわせて対応する。</p>	<p>措置方針等</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2)設計</p>		
<p>ア 敷居の納まり</p> <p>本工事は、長田区における市営住宅の建設工事である。</p> <p>敷居等の段差について、兵庫県の「福祉のまちづくり条例」では段差なしを原則としているが段差3mm以下については、許容範囲としているところである。</p> <p>本住宅の住戸内の敷居の納まりは、周囲床面からの突出は1.5～2mmで納めることとしており、さらに進んだバリアフリーを考慮した設計がなされている。</p> <p>しかしながら、本住宅にある車椅子常用者向け住戸内の敷居が床面から3mm突出していた。</p> <p>適切な施工管理をすべきであるとともに、日常的に敷居の上を通過しなければならない車椅子利用者の居住空間のバリアフリーを考慮すれば床面との段差をより解消した設計基準を設けるべきである。</p> <p>(都市計画総局住宅部住宅整備課)</p> <p>[No.6 (仮称)新五位ノ池住宅建設工事]</p>	<p>指摘後、車椅子利用者に配慮し、3mm突出した箇所については、下枠の面取りを行い、段差の解消を図りました。今後は、現場でのチェック体制を強化するなど、より厳正な施工管理に努めてまいります。</p> <p>また、ご指摘のように、車椅子利用者の居住空間のバリアフリーを考慮し、仕上げ検査における検査項目に付け加えるとともに、床面との段差1.5mmを明記した詳細図を作成し、図面への添付を図ります。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 設計</p> <p>イ ボックスカルバートの据付</p> <p>本工事は、高潮対策事業として、新港西地区の高潮時の内水排除のために京町ポンプ場（平成 23 年供用予定）まで雨水を遮集するボックスカルバート（□1000mm～1500mm）を整備した工事である。</p> <p>据付にあたっては、まずH鋼（H-200mm または H-300mm）を架台としてセットし、その高さまでコンクリートを打設し一体化したあと、プレキャスト製のボックスカルバートを 1 ブロックごと吊り降ろし、PCケーブルで緊結している。</p> <p>H鋼架台の目的は、支持地盤の改善、縦断勾配をもつコンクリート面の高さ調整ということであるが、厚さ 20cm または 30cm（土留め切梁の撤去のための必要厚さ）のコンクリートを打つだけでも、こうした効果は十分に期待でき、コンクリート面の高さ調整にしてもH鋼架台でなくても平鋼等の軽微なもので十分な精度で施工が可能である。</p> <p>ボックスカルバートの据付にあたって、H鋼架台が真に必要であったのか照査すべきであった。</p> <p>（みなと総局技術部工務第 1 課） [No.18 新港西地区遮集管築造工事(その 3)]</p>	<p>今後は、地盤条件、施工条件等を勘案し、下水道河川部の類似工事等も参考にしながら、より経済的で安全な設計をすることに留意するよう、工務第 1 課内連絡会議（平成 20 年 10 月 28 日開催）において、周知徹底した。</p> <p>※なお、みなと総局は、平成 20 年度第 1 期工事定期監査の結果を受け、再発防止に努めるため、以下の取組みを行った。（他の指摘に関する措置内容では、「※みなと総局共通」と示す。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 注意喚起のため、技術部長名通達文を局内全課に送付するとともに、関係する外郭団体へも送付し、周知を依頼した。（10 月 16 日） 2. 監査指摘・要望事項に対する局内研修会を契約事務担当職員、技術職担当者及び係長級職員全員を対象に実施した。（10 月 30 日、31 日） 3. 局独自のチェックリスト（照査内容記録）を作成、運用を開始した。（11 月 7 日） 4. 注意喚起のポスターを作製し各所属に配布、掲示した。（11 月 7 日） 5. 監査結果に係る局内関係幹部職員会議を開催し、再発防止に努めるよう指示した。（11 月 11 日） 6. みなと総局職員の知識、経験を共有するため「人材育成のためのバンク登録」の設立の検討を行う。 	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2)設計</p>		
<p>ウ 電子納品</p> <p>本市では、業務の効率化、省資源・省スペース化を目的として「神戸市電子納品運用指針(案) (土木工事編) 平成 18 年 6 月」を策定し、予定価格が一定額以上の場合、工事発注にあたり、特記仕様書に電子納品に関する事項を必ず記載し、工事の成果品を電子データで納品することとしている。</p> <p>しかし、電子納品の対象工事でありながら、特記仕様書にその旨を記載していなかった工事が認められた。</p> <p>「神戸市電子納品運用指針(案) (土木工事編) 平成 18 年 6 月」に則り、電子納品の対象工事として特記仕様書に記載すべきであった。</p> <p>① 特記仕様書に記載せず、電子納品されていなかったもの (みなと総局技術部工務第 1 課) [No.18 新港西地区遮集管築造工事(その 3)]</p> <p>② 特記仕様書に記載していなかったが、電子納品はされていたもの (みなと総局技術部工務第 1 課) [No.19 遠矢浜工区防潮胸壁築造工事(その 4)]</p>	<p>設計書作成の都度、最新の基準を確認し、特記仕様書に反映させることに留意するよう、工務第 1 課内連絡会議 (平成 20 年 10 月 28 日開催) において、周知徹底した。</p> <p>(※みなと総局共通 (2)設計 イ参照)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 設計</p>		
<p>エ 作業数量算出根拠の再整備</p> <p>植栽の維持管理作業費は、各箇所面積や本数などに作業回数を掛け、これらを累積したものを作業数量とし、これに各々の単価を乗じ算出しており、各箇所の数値は設計金額の基になるため、その把握は設計の重要な要素である。</p> <p>しかし下記に示す作業において、この数値は旧来から使用している作業数量に、数年来の作業量の増減を反映しているとのことではあるが、管理区域の一部について、かつて作成していた数量算出根拠が残っていないため、作業数量の妥当性が判断できない状況であった。</p> <p>計算書等が存在していない区域についても、根拠資料を再整備すべきである。</p> <p>(みなと総局神戸港管理事務所工務課) [No.29 ポートアイランド公園及び臨港地区(西部)植栽管理業務]</p> <p>(交通局高速鉄道部施設管理課) [No.62 神戸市高速鉄道法面緑化維持管理その他作業]</p>	<p>数量根拠資料の再整備については、整備当時から植栽帯の形状・範囲は変わっていないが、数量計算書が残っていない区域も含めて、順次、成果図面等から面積を算出して改善していくよう、神戸港管理事務所工務課内会議(平成20年10月16日開催)において、周知徹底した。</p> <p>(※みなと総局共通 (2)設計 イ参照) (みなと総局神戸港管理事務所工務課)</p> <p>植栽台帳を整備することにより、平成21年度以降の植栽の維持管理作業については、数量算出根拠の明確化を行う。</p> <p>なお、現在、植栽図面及び数量計算書の再調査の実施を行い、根拠資料の無い箇所の特定制及び数量計算書の作成準備を行っており、下記の予定で植栽台帳の作成を行う予定である。</p> <p>① 今年度の作業の進捗に合わせて数量計算書の更新を行い、平成21年2月迄に植栽台帳の作成を行う。</p> <p>② 植栽台帳に基づく平成21年度植栽作業の発注を行う。(平成21年3月) (交通局高速鉄道部施設管理課)</p>	<p>措置方針等 ↓ 措置済 平成24年11月13日 参照</p> <p>措置方針等 ↓ 措置済 平成25年6月4日 参照</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2)設計		
<p>オ 街路灯の設置</p> <p>本工事は、ポートアイランド内において安全安心のための街路灯（歩道用照明）を新設した電気設備工事である。</p> <p>本工事において、ポートアイランド内道路の歩道部に街路灯 75 基を新設した。街路灯新設時には落葉状態で木の枝に葉が無く、その時点では問題なかった。しかし、工事の約 2 箇月後には木の枝に葉が茂り、街路灯の灯具が周りの樹木の枝の中や枝の上に位置するようになったため、歩道に十分光が届かず、本来の設置目的が十分に果たせていないものが、そのうち 6 基でみられた。</p> <p>樹木に隣接する街路灯の設置に当たっては、周辺の樹木の枝ぶり等も調査の上、樹木の干渉を受けないよう枝の剪定等も併せて行う必要があった。</p> <p>(みなと総局技術部工務第 2 課)</p> <p>[No.46 リバーモール電源切替及び街路灯設備整備工事]</p>	<p>季節による樹木の枝・葉の状況への配慮不足が原因である。</p> <p>今後、工事の街路灯設置の施工にあたっては、設置位置だけではなく、季節による樹木の変化も考慮するとともに、やむを得ず樹木に近接して設置する場合は、枝の剪定等も行うよう、工務第 2 課内設計担当者会議（平成 20 年 10 月 7 日開催）において、周知徹底した。</p> <p>(※みなと総局共通 (2)設計 イ参照)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2)設計		
<p>カ 点字ブロックの改修</p> <p>本工事は、西区の学園都市駅における点字ブロック改修他工事である。</p> <p>交通局では、「ひとと環境にやさしい地下鉄の推進」のため、地下鉄駅の点字誘導ブロックのJIS規格化への改修を行っている。</p> <p>しかしながら、本工事において、既設点字ブロックが不適切な設置状態であった一部の階段の上部分やエレベーター前部分などについて、従前（神戸市型点字ブロック）の位置のままJIS型点字ブロックに貼替えているなど、一定の基準（「公共交通機関の旅客施設に関する移動等の円滑化整備ガイドライン」（バリアフリー整備ガイドライン－旅客施設編）平成19年7月制定）に沿って改修されていないため、利用者（視覚障害者）がより安心して駅を利用するには不親切な改修となっている。</p> <p>視覚障害者のためのより安全なバリアフリーを実現する目的で改修工事を行うためには、計画時に既存の設置状況等を調査・検証したうえで、設計を行うべきである。</p> <p>（交通局高速鉄道部施設管理課）</p> <p>[No.65 学園都市駅便所及び点字ブロック改修工事]</p>	<p>今後は、既存の点字ブロックをJIS規格に貼替えるには、「バリアフリー整備ガイドライン」に沿って改修を行うよう係会議（10月9日）で係全員に周知した。</p> <p>なお、本件については、今年度中に改修する予定である。</p>	<p>措置方針等 ↓ 措置済 平成21年6月30日 参照</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 積算</p>		
<p>ア 工事費の積算単価</p> <p>適正な工事費の算定のため、神戸市建築工事積算基準（同建築機械設備工事積算基準に同じ）によれば、積算単価は、一般的には標準単価によることとし、標準単価に記載のないものは刊行物または専門業者の見積りによることとされている。</p> <p>しかしながら、以下の工事については、基準によらずに積算単価を決定していたものがみられた。</p> <p>積算基準に基づき、適切な単価設定に努めるべきである。</p> <p>① 北区における市営住宅の建設工事において、標準単価に基づき算定可能な片開きふすまの単価を見積りにより決定していたもの (都市計画総局住宅部住宅整備課) [No.7 (仮称)西大池第五住宅建設工事その1]</p>	<p>ご指摘のあった事項については、今後、金入れの際に、単価の採用を慎重に行うと共に、内訳書のきめ細かなチェックをするよう心がけます。</p> <p>なお、今回の指摘事項については、8月28日の係会議において、再発防止に向け、係員に周知徹底を図りました。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 積算</p>		
<p>イ 見積りの徴集方法</p> <p>本市土木工事の単価・歩掛等作成要領によれば、神戸市単価にも物価資料にもないものについては、適切な単価であることを判断するため、原則として3社以上から見積りを徴集することになっているが、下記に示す工事または作業において、単価を1社見積りのみで決定しているものがみられた。</p> <p>積算基準に基づき、適切な単価設定に努めるべきである。</p> <p>① 須磨区の港内防波堤を築造する工事の積算に際し、追加した収縮目地の施工単価について、請負業者の1社見積りのみで決定していたもの (みなと総局技術部工務第1課) (みなと総局神戸港管理事務所工務課) [No22 須磨港東改良工事その1]</p> <p>② ポートアイランド(第2期)内の地盤を改良する工事の積算に際し、砕石コンパクションパイル工で多量に使用する再生砕石の材料単価について、1社見積りのみで決定していたもの (みなと総局技術部工務第2課) [No27 ポートアイランド(第2期)地盤改良工事]</p> <p>③ みなと総局が管理する公園及び街路についての植栽管理業務の積算に際し、追加した工種(芝生表示板設置, 法面補修, 枯損木処理, 支柱撤去, シヤリンバイ補植)の単価について、請負業者1社のみで見積りで決定していたもの (みなと総局神戸港管理事務所工務課) [No29 ポートアイランド公園及び臨港地区(西部)植栽管理業務]</p>	<p>① 今後は、原則として3社以上から見積りを徴集するよう、工務第1課内連絡会議(平成20年10月28日開催)において、周知徹底した。 (※みなと総局共通 (2)設計 イ参照) (みなと総局技術部工務第1課) (みなと総局神戸港管理事務所工務課)</p> <p>② 本市土木工事標準積算基準書にもとづき、原則として3社以上の複数の見積りを徴集するよう、工務第2課内設計担当者会議(平成20年9月1日開催)において、周知徹底した。 (※みなと総局共通 (2)設計 イ参照) (みなと総局技術部工務第2課)</p> <p>③ 請負業者が管理する工種であったため、請負業者の見積もりを採用したが、今後は、それが適正な価格であることを確認するため、原則として3社以上から見積もりを徴収し、適切な単価の設定に努めるよう、神戸港管理事務所工務課内会議(平成20年10月16日開催)において、周知徹底した。 (※みなと総局共通 (2)設計 イ参照) (みなと総局神戸港管理事務所工務課)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 積算</p>		
<p>④ 神戸空港植生部の維持管理業務の積算に際し、主要な作業機械（大型草刈機、集草機、梱包機等）の損料について、1社のみで見積りで決定していたもの （みなと総局神戸空港管理事務所施設課） [No.33 神戸空港植生維持管理業務]</p> <p>⑤ 須磨区の土砂運搬用ベルトコンベヤを撤去した跡のトンネル内を充填する工事の積算に際し、室内配合試験費について、充填工事業者1社のみで見積りで決定していたもの （みなと総局技術部工務第2課） [No.37 土砂運搬施設充填工事]</p>	<p>④ 神戸市単価や物価資料にないものは、原則として3社以上から見積りを徴収するよう、神戸空港管理事務所施設課内会議（平成20年10月10日及び13日開催）において、周知徹底した。 （※みなと総局共通 (2)設計 イ参照）</p> <p>⑤ 本市土木工事標準積算基準書にもとづき、原則として3社以上の複数の見積りを徴集するよう、工務第2課内設計担当者会議（平成20年9月1日開催）において、周知徹底した。 （※みなと総局共通 (2)設計 イ参照）</p>	

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 積算</p>		
<p>ウ 見積り内容の二重計上</p> <p>業者見積りに基づいて積算する過程で、見積書の内容を十分に確認していなかったため、施工費や付属機器費を二重に計上しているものがみられた。</p> <p>積算時相互にチェックをする等、違算を防止する体制が必要である。</p> <p>① 西区の神戸複合産業団地の中心部に地区公園を整備する工事において、自然色アスファルト舗装についての見積りを業者から徴集し、その単価に設置手間を含めて施工単価を作成しているが、見積金額に材料費だけでなく施工手間が含まれていたため、手間代が二重計上されていたもの (みなと総局技術部工務第2課) [No.39 木見中央公園整備工事その4]</p> <p>② 中央区の海岸沿いに設けられた防潮堤の開口部に防潮鉄扉を設置する工事において、業者からの見積りに基づいて防潮鉄扉の価格を積算していたが、元々本体価格に含まれている付属機器の価格明細を誤って更に積算価格に加算したため、付属機器費が二重計上されていたもの (みなと総局技術部工務第1課) [No.45 新港西地区(メリケン～弁天)防潮鉄扉設置工事(その1)]</p>	<p>① 現在施工期間中であるため、請負業者に対し十分な説明を行い、了解を得て設計変更で違算を訂正する。</p> <p>また、今後は積算時の見積書の内容について十分精査するよう、工務第2課内設計担当者会議(平成20年9月1日開催)において、周知徹底した。 (※みなと総局共通 (2)設計 イ参照) (みなと総局技術部工務第2課)</p> <p>② 今後は、積算時の見積書の内容について、十分確認し精査するよう、工務第1課内連絡会議(平成20年10月28日開催)において、周知徹底した。 (※みなと総局共通 (2)設計 イ参照) (みなと総局技術部工務第1課)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 積算</p>		
<p>エ 設計変更の未計上等</p> <p>本工事は、中央区の港湾倉庫上屋における外壁改修他工事である。</p> <p>本工事において、請負人へ仮設の変更及び一部工事の取りやめについて設計変更の対象とする旨を記載したうえで指示を行っていたが、設計変更を行っていなかった。併せて、外壁改修についての数量清算のための設計変更においても、数量の錯誤があった。</p> <p>適正に処理すべきである。</p> <p>(みなと総局技術部工務第1課)</p> <p>[No.42 新港東埠頭T上屋外壁塗り替え他工事]</p>	<p>今後は、設計変更内容を十分に確認し、適正な設計変更を行うよう、工務第1課内連絡会議(平成20年10月28日開催)において、周知徹底した。</p> <p>(※みなと総局共通 (2)設計 イ参照)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 積算</p>		
<p>オ 測定器費の取扱い</p> <p>本工事は、荻藻島クリーンセンターの中央監視システム等への電源供給用の無停電電源装置を更新した工事である。</p> <p>本工事において、バッテリー用の測定器費を直接工事費に計上していた。</p> <p>しかし、この積算方法では工事を伴わない測定器費にも共通費が付加されることになり、共通費が適正に算定されなかった。</p> <p>積算基準に基づき、適正に計上すべきであった。</p> <p>(環境局施設課)</p> <p>[No.2 荻藻島クリーンセンター無停電電源装置更新工事]</p>	<p>環境局施設課の「設計書作成の手引き」を改訂し、積算基準において施工の伴わない測定器・備品等の扱いを明記し、また、積算チェックリストに項目を追加してミスを防止する。</p> <p>上記項目について、「設計書作成の手引き」改訂(案)を作成し、11月4日に開催したクリーンセンター副所長会及び11月6日に開催した施設係の係会議で周知徹底を図った。また11月4日、布施畑環境センター破砕選別施設の主査と妙賀山クリーンセンター所長に対して、所内で周知徹底を図るよう指示した。</p> <p>なお、「設計書作成の手引き」の改訂は平成21年3月に行う予定である。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 積算</p>		
<p>カ 支給品の経費計上</p> <p>本工事は、高潮対策事業として、新港西地区の高潮時の内水排除のために京町ポンプ場（平成 23 年供用予定）まで雨水を遮集するボックスカルバート（□1000mm～1500mm）を整備した工事である。</p> <p>そのプレキャスト製のボックスカルバートは支給品として市から請負人へ支給されており、本市の土木工事標準積算基準書によれば、支給品がある場合、その支給品費は共通仮設費の算定の対象となるが、別途製作工事で製作し、据付工事を分離発注する場合には当該製作費を対象額に含めないこととしている。</p> <p>（その 1）工事で製作したものを、その随意契約工事である本工事（（その 3）工事）で据付けており、分離発注であるが、本件の場合は分離発注とみなさずに（その 1）工事で対象額に含め、さらに（その 3）でも対象額に含めていたものである。</p> <p>支給品費が共通仮設費の算定の対象になるかについて、製作と据付との実態に即して慎重に判断すべきであった。</p> <p>（みなと総局技術部工務第 1 課）</p> <p>[No.18 新港西地区遮集管築造工事(その 3)]</p>	<p>今後は、支給品が共通仮設費等の算定対象となるかについて、製作と据付の実態や積算基準に鑑み、十分に注意して積算するよう、工務第 1 課内連絡会議（平成 20 年 10 月 28 日開催）において、周知徹底した。</p> <p>（※みなと総局共通 (2)設計 イ参照）</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 積算</p>		
<p>キ 共通仮設費（土木）の積算</p> <p>本工事は、企業誘致を展開しているポートアイランド(第2期)の企業進出計画に併せた道路整備工事及び整地工事である。</p> <p>土木工事の共通仮設費の積算については、本市の土木工事標準積算基準書で共通仮設費の率分に含まれる項目と積み上げるべき項目を定めている。</p> <p>しかし、本工事では共通仮設費率分に該当する一部項目について別途積上げ分として加算しており、共通仮設費が重複していた。</p> <p>積算基準に基づき、適正に計上すべきであった。</p> <p>(みなと総局技術部工務第2課)</p> <p>[No.28 ポートアイランド(第2期)道路整備工事(その19-2)]</p>	<p>積算基準に基づいた適切な積算業務により、共通仮設費の重複計上がないよう、工務第2課内設計担当者会議（平成20年9月1日開催）において、周知徹底した。</p> <p>(※みなと総局共通 (2)設計 イ参照)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 積算</p>		
<p>ク 共通費（電気）の積算</p> <p>本工事は、港島トンネルでの無停電電源装置、発電機設備、制御用設備の蓄電池の取替他工事である。</p> <p>「神戸市電気設備工事積算基準」によれば、共通費は、対象となる工事を「一般工事」、「主要機器」、「その他工事」等に区分し、それぞれの工事費毎に該当する共通費率（「主要機器」は「一般工事」より低減）を乗じて求めることとしている。</p> <p>本工事の積算時、改修工事であることを考慮して、全て「一般工事」扱いにしていた。</p> <p>しかし、改修工事であっても機器費の割合が多い蓄電池工事については、「主要機器」に区分すべきであった。</p> <p>積算基準に基づき、適正に区分すべきであった。</p> <p>(みなと総局神戸港管理事務所営繕課) [No.47 港島トンネル蓄電池他取替工事]</p>	<p>本工事の設計積算時、今回指摘された機器費の共通仮設の取り扱いについて、「機器費の割合が多い項目（今回は蓄電池）」は、新規・改修工事に関わらず積算基準に基づき「主要機器」扱いとして積算するよう、神戸港管理事務所営繕課内会議(平成20年9月9日開催)において、周知徹底した。</p> <p>(※みなと総局共通 (2)設計 イ参照)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 契約</p>		
<p>ア 業務期間の設定</p> <p>本業務は、荻藻島クリーンセンターの常用発電機及び付帯設備の点検整備を行う業務である。</p> <p>本点検整備業務期間について、契約日が8月17日で、完成期限は12月28日と設定していた。</p> <p>しかし、実質の現場業務期間は9月6日から19日までであり、現場業務終了後報告書のとりまとめ期間などを考慮してもあまりに長すぎる業務期間設定である。</p> <p>今後は、適正な業務期間を設定すべきである。</p> <p>(環境局荻藻島クリーンセンター)</p> <p>[No.3 荻藻島クリーンセンター常用発電機及び付帯設備点検整備]</p>	<p>原則として、現場業務完了後1ヶ月程度(報告書のとりまとめ期間などを考慮)となる業務期間を設定するように関係職員に周知徹底した。ただし、産廃処理に要する期間が1ヶ月程度以上かかるなど、特別な理由があると認められる場合は、別途適正な業務期間を設定する。</p> <p>上記項目について、11月4日に開催したクリーンセンター副所長会及び11月6日に開催した施設系の係会議で周知徹底を図った。また11月4日、布施畑環境センター破碎選別施設の主査と妙賀山クリーンセンター所長に対して、所内で周知徹底を図るよう指示した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 契約</p>		
<p>イ 発注設計書と業務費内訳書の相違</p> <p>西区にある埋立ゴミの破砕選別施設の機器点検整備業務である。</p> <p>本市の発注設計書では現場代理人の人件費を現場管理費の中に計上していたが、請負業者が契約時に提出した業務費内訳書ではこれを、本市の設計書の項目にない技術者派遣費として、現場管理費とは別に計上していた。</p> <p>契約の適正化、あるいは経費の2重計上防止のためにも、請負業者の業務費内訳書の構成を設計書に一致させるよう指導すべきである。</p> <p>(環境局施設課)</p> <p>[No.5 布施畑環境センター破砕選別施設プラント保守点検業務]</p>	<p>請負業者の業務費内訳書の構成を本市の設計書に一致させるよう、11月4日に開催したクリーンセンター副所長会及び11月6日に開催した施設系の係会議で周知徹底を図った。</p> <p>また11月4日、布施畑環境センター破砕選別施設の主査と妙賀山クリーンセンター所長に対して、所内で周知徹底を図るよう指示した。</p> <p>請負業者には主旨を説明し、業務費内訳書の構成を設計書に一致させるよう11月6日指導した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 契約</p>		
<p>ウ 契約変更理由書の内容</p> <p>契約変更に必要な工事請負契約変更要求決議書の契約変更理由書は、契約変更手続きにあたっての重要な書類である。</p> <p>しかし、契約変更理由書の内容において、一部不適切な状況が見受けられた。</p> <p>契約変更理由書の内容については、公正性ならびに透明性に留意し、適正に記載すべきであった。</p> <p>① 工事範囲外での別途追加工事についての記載が抜けていたもの (みなと総局神戸港管理事務所工務課) [No.24 港湾幹線道路舗装等補修工事] (みなと総局技術部工務第2課) [No.32 神戸空港造成及びその他整備工事(その2)] (みなと総局技術部工務第2課) [No.36 名谷団地 橋梁補修工事]</p> <p>② 大幅な変更工種についての記載が一部抜けていたもの (みなと総局技術部工務第2課) [No.32 神戸空港造成及びその他整備工事(その2)]</p> <p>③ 変更理由書に記載する工事概要に誤記があったもの (みなと総局技術部工務第1課) [No.45 新港西地区(メリケン～弁天)防潮鉄扉設置工事(その1)]</p>	<p>① 今後、工事範囲の増工をした場合には、契約変更理由書に正確に記載するよう、神戸港管理事務所工務課内会議（平成20年10月16日開催）において、周知徹底した。 (※みなと総局共通 (2)設計 イ参照) (みなと総局神戸港管理事務所工務課)</p> <p>公平性や透明性に留意し、変更理由を正確に記載するよう、工務第2課内設計担当者会議（平成20年9月1日開催）において、周知徹底した。 (※みなと総局共通 (2)設計 イ参照) (みなと総局技術部工務第2課)</p> <p>② 細心の注意を払い、設計変更の手続きを行うよう、工務第2課内設計担当者会議（平成20年9月1日開催）において、周知徹底した。 (※みなと総局共通 (2)設計 イ参照) (みなと総局技術部工務第2課)</p> <p>③ 今後は、設計変更手続きにおいて、十分注意するよう、工務第1課内連絡会議（平成20年10月28日開催）において、周知徹底した。 (※みなと総局共通 (2)設計 イ参照) (みなと総局技術部工務第1課)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 契約</p>		
<p>エ 監督員の通知</p> <p>神戸市工事請負契約約款, 神戸市(水道局) 工事請負契約約款, 及び神戸港埠頭公社工事請負契約約款によれば, 市及び公社は監督員を置き, その氏名を請負人に対して書面で通知することと規定されている。</p> <p>しかしながら, 下記の工事においては, 監督員の氏名を請負人に口頭でしか通知していなかった。</p> <p>適正な処理をすべきである。</p> <p>(みなと総局技術部工務第1課)</p> <p>[No.43 船舶業務センター新築機械設備工事]</p> <p>[No.44 船舶業務センター新築電気設備工事]</p> <p>[No.45 新港西地区(メリケン〜弁天)防潮鉄扉設置工事(その1)]</p> <p>(水道局技術部浄水課)</p> <p>[No.51 布施畑ポンプ場受電2回線化工事(その2)]</p> <p>[No.52 多井畑ポンプ場須磨特1高区送水ポンプ取替工事]</p> <p>[No.53 須磨特1高区送水ポンプ取替電気設備工事]</p> <p>[No.55 上ヶ原浄水場4号変電所受配電設備更新工事]</p> <p>[No.56 上ヶ原浄水場排水返送ポンプ取替工事]</p>	<p>今後は, 監督員の氏名の通知を文書で行うよう, 工務第1課内連絡会議(平成20年10月28日開催)において, 周知徹底した。</p> <p>(※みなと総局共通 (2)設計 イ参照)</p> <p>(みなと総局技術部工務第1課)</p> <p>平成20年度工事発注分より, 様式を定め, 書面による通知を行なうよう改善しています。</p> <p>また, 平成20年10月28日付け水技計第3125号で工事関係所属長宛「平成20年度工事定期監査の指摘事項等にかかる改善方針について」の通知文にて徹底を図りました。</p> <p>(水道局技術部浄水課)</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 契約</p> <p>オ 請負代金の支払</p> <p>神戸市工事請負契約約款によれば、請負代金は、検査に合格し、かつ引渡しを受けたのち、請負業者の請求を受けてから 40 日以内に支払うことと規定されている。</p> <p>しかし、請負代金の支払が、引渡しを受けたのち 60 日を超えているものがほとんどであった。</p> <p>請負業者と連携を密にし、支払いに係る所定の手続きを、速やかに進める必要がある。</p> <p>(みなと総局神戸港管理事務所工務課) [No.30 臨港地区内道路等維持補修工事その 41] (みなと総局技術部西神整備事務所) [No.40 西神住宅第 2 団地他道路等維持補修工事 (単価契約) (第 2 回)]</p>	<p>請負業者と連携を密にし、その都度、支払い事務を速やかに進めることを、請負業者へ指導するよう、神戸港管理事務所工務課内会議 (平成 20 年 10 月 16 日開催)、西神整備事務所内会議 (平成 20 年 10 月 16 日開催) において、周知徹底した。</p> <p>(※みなと総局共通 (2)設計 イ参照)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(5) 施工		
<p>ア 建設業許可票等の掲示</p> <p>建設業法に基づく適正な施工体制の確保を図るため、当該建設工事に係る全ての建設業者名等を記載し、工事現場における施工の分担関係を明示した「施工体系図」を、現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示することとなっているとともに、建設業法第40条では、工事に携わる建設業許可を受けている全ての建設業者の「建設業許可票」を公衆の見やすい場所に掲示することが義務付けられている。</p> <p>しかしながら、以下の工事において適正に行われていないものがあった。</p> <p>請負業者を指導し、適正に処理すべきである。</p> <p>① 「施工体系図」及び元請業者の「建設業許可票」の掲示はあるものの、施工体系図に記載されていた建設業許可を受けている下請業者の建設業許可票が掲示されていないもの (都市計画総局住宅部住宅整備課) [No.7 (仮称) 西大池第五住宅建設工事その1] (みなと総局神戸港管理事務所工務課) [No.17 新港地区(弁天)防潮胸壁築造工事その1]</p> <p>② 「施工体系図」及び「建設業許可票」は掲示されていたが、その前面には低木が繁茂し、公衆の見えにくい状況であったもの (交通局高速鉄道部電気システム課) [No.67 名谷変電所統合化工事に伴う電力管理システム等改修及び上沢・板宿変電所改造工事]</p>	<p>ご指摘を受けた後、速やかに、下請業者の建設業の許可票を掲示しました。また、課内の他の現場においても、7月16日に現場巡視を行った際に、許可票の掲示を点検重点項目に掲げ、掲示の見落としがないよう確認しました。</p> <p>(都市計画総局住宅部住宅整備課)</p> <p>下請業者が決定した時点で、速やかに届出を行い、建設業者の「建設業許可票」を掲示することを請負業者に指導するよう、神戸港管理事務所工務課内会議(平成20年10月16日開催)において、周知徹底した。</p> <p>(※みなと総局共通 (2)設計 イ参照) (みなと総局神戸港管理事務所工務課)</p> <p>本件については、既に見やすい場所に移設を行った。</p> <p>今後は、建設業許可票等の掲示にあたって、低木の繁茂等将来見通しの障害となる恐れのない位置に掲示するように考慮する。</p> <p>また、平成20年9月1日の係会議及び平成20年9月2日の課内会議において、課内全員に周知した。</p> <p>(交通局高速鉄道部電気システム課)</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(5) 施工		
<p>イ 施工体制台帳の整備</p> <p>下記の工事において、建設業法第 24 条の 7 に規定されている施工体制台帳に下請契約書(写)が添付されていないかった。</p> <p>工事現場の適正な施工体制の確保及び一括下請負の排除を目的に、施工体制台帳には全ての下請契約書(写)の添付が義務付けられている。</p> <p>「神戸市工事施工体制確認要領」に基づき適正に処理すべきであった。</p> <p>① 二次下請業者の下請契約書(写)が添付されていないかったもの (みなと総局神戸港管理事務所工務課) [No.17 新港地区(弁天)防潮胸壁築造工事その 1]</p> <p>② 変更内容に係る一部下請契約書(写)が添付されていないかったもの (みなと総局神戸港管理事務所工務課) [No.22 須磨港東改良工事その 1]</p>	<p>① 下請が決定した時点で速やかに届出するように、請負人を指導するとともに、施工体制台帳に下請契約書(写)が添付されているかを確認するよう、神戸港管理事務所工務課内会議(平成 20 年 10 月 16 日開催)において、周知徹底した。</p> <p>(※みなと総局共通 (2)設計 イ参照) (みなと総局神戸港管理事務所工務課)</p> <p>② 下請契約に係る変更内容が決定した時点で速やかに届出するように、請負人を指導するとともに、施工体制台帳に変更下請契約書(写)が添付されているかを確認するよう、神戸港管理事務所工務課内会議(平成 20 年 10 月 16 日開催)において、周知徹底した。</p> <p>(※みなと総局共通 (2)設計 イ参照) (みなと総局神戸港管理事務所工務課)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(5) 施工</p>		
<p>ウ 建設リサイクル法の事後通知等</p> <p>建設リサイクル法第 11 条では、地方公共団体が発注する工事で、特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）を使用若しくは排出する工事については、発注者が工事着手前に必要事項を都道府県知事（神戸市の場合は神戸市長）にその旨を通知しなければならない。また、民間工事においては同法第 10 条で届出の義務が課せられている。</p> <p>しかしながら、事後通知、未届出となっていた工事があった。</p> <p>建設リサイクル法を遵守し適切に処理すべきである。</p> <p>① 事後通知 (みなと総局神戸港管理事務所工務課) [No.18 新港西地区遮集管築造工事(その3)] (みなと総局技術部工務第2課) [No.36 名谷団地 橋梁補修工事]</p>	<p>① 随意契約工事の場合は特に注意するよう、また、工事着手前に同様の手続きを行うよう、神戸港管理事務所工務課内会議（平成 20 年 10 月 16 日開催）において、周知徹底した。</p> <p>(※みなと総局共通 (2)設計 イ参照) (みなと総局神戸港管理事務所工務課)</p> <p>建設リサイクル法を遵守し、通知文の提出を工事着手までに行うよう、工務第 2 課内設計担当会議（平成 20 年 9 月 1 日開催）において、周知徹底した。</p> <p>(※みなと総局共通 (2)設計 イ参照) (みなと総局技術部工務第 2 課)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(5) 施工</p> <p>エ 県条例に基づく届出等</p> <p>本工事は、中央区における事務所の解体撤去工事である。</p> <p>兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」第57条では、石綿を含有する建設材料を使用する建築物の解体工事にあつては、建設リサイクル法の対象（床面積の合計が80㎡以上）であるものについて、請負人に対して届出を義務付けているとともに、工事現場に標識の設置を義務付けている。</p> <p>しかしながら、本工事で解体する外壁に硬質石綿セメント板（石綿含有建材）が含まれているにも拘らず、届出書の提出がなく条例に基づく標識も掲示されていなかった。</p> <p>条例に従い、適切に措置を行うよう請負人への指導をすべきであった。</p> <p>（みなと総局技術部工務第1課） [No.41 船舶業務センター解体撤去工事]</p>	<p>今後は、法令上必要な手続き等の実施について、請負人への指導及び実施状況の確認を十分に行うよう、工務第1課内連絡会議（平成20年10月28日開催）において、周知徹底した。</p> <p>（※みなと総局共通 (2)設計 イ参照）</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(5) 施工		
<p>オ 塗料の現場保管に関する届出</p> <p>本工事は、六甲大橋の塗装塗替えを行うものである。</p> <p>神戸市火災予防条例では、危険物の貯蔵や取り扱いの基準を定めており、貯蔵または取り扱う危険物の日々の量が、危険性を勘案して政令で定める数量（以下「指定数量」という。）未満でも、その量が指定数量の5分の1以上である場合や、非危険物であっても指定された可燃物を一定数量以上扱う場合で、消防長の指定する区域において屋外で10日以内に限り貯蔵する場合を除き、所轄消防署への届出を義務付けている。</p> <p>本工事では、塗料缶を納入し、残った塗料缶を現場で鍵のかかるコンテナ内に保管し、上記届出を必要とする状態であったにも拘らず、その届出が行われていなかった。</p> <p>条例を遵守するよう確認や指導を行うべきであった。</p> <p>(みなと総局神戸港管理事務所工務課) [No23 六甲大橋塗装塗替工事(その2)]</p>	<p>塗装工事においては、施工計画立案時に、神戸市火災予防条例の規定について、請負業者に周知するとともに、条例上の届出条件に拘らず、事前に所轄消防署に相談することを請負業者に指導するよう、神戸港管理事務所工務課内会議（平成20年10月16日開催）において、周知徹底した。</p> <p>(※みなと総局共通 (2)設計 イ参照)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(5) 施工		
<p>カ 石綿含有建材処理工事の施工記録</p> <p>本工事は、中央区における事務所の解体撤去工事である。</p> <p>外壁に石綿含有建材が使用されている建物の解体撤去工事であることから、請負人は、細心の注意をもって、法令等に従った手順で処理を行うとともに、「施工記録」を作成し、監督員へ提出することとしている。</p> <p>しかしながら、そのうちの「作業者の作業記録」が提出されていなかった。</p> <p>適正に処理すべきである。</p> <p>(みなと総局技術部工務第1課) [No.41 船舶業務センター解体撤去工事]</p>	<p>今後は、請負人からの提出書類の有無について、十分な確認を行うよう、工務第1課内連絡会議（平成20年10月28日開催）において、周知徹底した。</p> <p>(※みなと総局共通 (2)設計 イ参照)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(5) 施工</p> <p>キ 産業廃棄物管理票の処理</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、工事で搬出される産業廃棄物について、請負業者は産業廃棄物を適正に処分することが義務付けられており、これを証するために産業廃棄物管理票（マニフェスト）を確認、保管することとなっている。</p> <p>これに対して、発注者として適正に処理されていることを確認するために、特記仕様書において請負業者に最終処分（再資源化等）されていることが確認できるマニフェストの写しの提出を求めている。しかし、以下の工事について不適正な状況がみられた。</p> <p>適正に処理すべきである。</p> <p>① マニフェスト（写）を受領せず、工事により排出された産業廃棄物が適正に処理されたことの確認を怠っていたもの</p> <p>（交通局高速鉄道部施設管理課）</p> <p>[No.64 名谷車両基地保線作業所外壁改修その他工事]</p>	<p>工事廃棄物を排出・処分した際、必ず「マニフェスト（写）」を提出するよう業者に指導を行った。</p> <p>また、必ず「マニフェスト（写）」を受領し、産業廃棄物が適正に処理されたことを確認するよう、係会議（10月9日）で係全員に周知した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(5) 施工</p>		
<p>ケ 工事等の安全管理</p> <p>工事や作業の安全管理上, 問題がある施工事例がみられた。</p> <p>いずれも安全に係る不徹底であり, 請負人への指導を厳重に行うべきである。</p> <p>① 破砕選別施設の汚水ピットの清掃作業において, ピットの蓋を開き, ピット上部の部屋の換気設備を運転することで硫化水素対策としていたが, 空気より重くピットの底に滞留する硫化水素への対策としては不十分であったもの (環境局施設課) [No.5 布施畑環境センター破砕選別施設プラント保守点検]</p> <p>② ポートアイランドの旧コンテナヤードの照明鉄塔(高さ 34.45m)の塗装工事において, 安全帯を着用せず若しくは着用していても使用せずに作業をしていたもの (みなと総局神戸港管理事務所営繕課) [No.48 ポートアイランド PC8 コンテナヤード照明鉄塔塗装他改修工事その2]</p>	<p>① 請負人に対し, 以下の指導を厳重に行うように, 7月14日布施畑環境センター破砕選別施設の主査に指示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酸素欠乏危険場所での作業に関する安全対策を具体的に盛り込んだ施工要領書を本市に提出し, 承諾を得てから作業を実施する。作業に際しては, 作業員に安全作業を徹底する。 ・酸素, 硫化水素濃度測定結果を本市に提出する。 <p>本件については, 平成20年度と同汚水ピット清掃作業(7月29日~30日)から実施した。</p> <p>上記項目について, 11月4日に開催したクリーンセンター副所長会及び11月6日に開催した施設係の係会議で周知徹底を図った。</p> <p>また9月17日, 妙賀山クリーンセンター所長に対して, 所内で周知徹底を図るよう指示した。</p> <p>(環境局施設課)</p> <p>② 請負業者に対し, 安全管理および高所作業時の安全帯の着用を指導するよう, 神戸港管理事務所営繕課内会議(平成20年9月9日開催)において, 周知徹底した。</p> <p>(※みなと総局共通 (2)設計 イ参照) (みなと総局神戸港管理事務所営繕課)</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(5) 施工</p>		
<p>ケ 工事等の安全管理</p> <p>③ 2床式ポンプの設置工事において、電動機の開口部を養生せずに工事施工をしており、作業員等の転落や工具の落下等による事故の可能性があったもの (水道局技術部浄水課) [No.56 上ヶ原浄水場洗浄排水返送ポンプ取替工事]</p>	<p>工事の安全について請負人への指導を徹底するため、平成20年10月9日より機械・電気設備工事一般仕様書(平成20年度版)に開口部作業の措置について追記し、徹底を図ります。</p> <p>また、平成20年10月28日付け水技計第3125号で工事関係所属長宛「平成20年度工事定期監査の指摘事項等にかかる改善方針について」の通知文にて、徹底を図りました。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(5) 施工</p>		
<p>コ 事故の再発防止</p> <p>下記に示す工事において、その施工に際し事故が発生している。</p> <p>事故の原因は、請負人が行うべき事前調査や施工管理が不十分であったことによるが、発注者としても事故が生じた現状を真摯に受け止め、その背景を分析し、今後再発しないように、安全点検や安全教育等により請負人への指導をより効果的に実施するとともに、成績評定で厳しい措置を取るなど、これら工事に限らず事故の再発防止を徹底する必要がある。</p> <p>① 作業員がローリングタワー（移動式足場）間を移動中に高さ 2.7m から落下した事故 （みなと総局神戸港管理事務所営繕課） [No.42 新港東埠頭 T 上屋外壁塗り替え他工事]</p> <p>② 既設側溝改修作業において、既設側溝基礎を解体中に、直下にあった既設水道管（Φ40）を破損した事故 （交通局高速鉄道部施設管理課） [No.63 妙法寺駅隣接地店舗新築工事]</p> <p>なお、事故の再発防止に資するため、工事現場で発生した事故については、神戸市工事安全管理委員会へ報告し、委員会では、建設業務に携わる職員へその内容を周知することで同様の事故を未然に防ぐための注意喚起を促している。しかしながら、上記②の事故については敷地、第三者、利用者に被害がないとして報告がなされていなかった。</p> <p>どのような些細な事故であっても、報告を行うべきである。</p>	<p>① 今後、請負人を指導する中で、安全管理ならびに安全行動の大切さについて、作業員に指導するよう、神戸港管理事務所営繕課内会議（平成 20 年 9 月 9 日開催）において、周知徹底した。</p> <p>（※みなと総局共通 (2)設計 イ参照） （みなと総局神戸港管理事務所営繕課）</p> <p>② 今後は、試掘範囲を十分に広げて、それでも不明な場合は最新の注意をはらって解体するよう、業者に指導を行った。</p> <p>また、些細な事故であっても事故の発生を防止するため、神戸市工事安全管理委員会に報告するよう、係会議（10 月 9 日）で係全員に周知した。</p> <p>（交通局高速鉄道部施設管理課）</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(5) 施工</p>		
<p>サ 地下埋設物の立会・協議確認書</p> <p>本工事は、高潮対策事業として、新港西地区の高潮時の雨水内水排除のために京町ポンプ場（平成23年供用予定）まで雨水を遮集するボックスカルバート（□1000mm～1500mm）を整備した工事である。</p> <p>本市においては、地下埋物の事故防止の目的から、「地下埋設物の事故防止対策決定事項」（神戸市道路掘削工事連絡協議会）を策定している。それによれば、地下埋物の立会ならびに協議にあたっては確認書ならびに協議確認書を作成し、その確認書は、起業者（監督員）、占用企業者、施工業者（現場責任者）の三者が捺印し、各自1部ずつ保管することになっている。しかし、起業者（監督員）の捺印のないものが認められた。</p> <p>最近、本市において地下埋設物に係わる物的公衆災害が増えている状況でもあり、「地下埋設物の事故防止対策決定事項」を遵守し、定められた立会等の確認をすべきである。</p> <p>（みなと総局神戸港管理事務所工務課）</p> <p>[No.18 新港西地区遮集管築造工事(その3)]</p>	<p>「地下埋設物の事故防止対策決定事項」を遵守し、工事通知書が提出された時点で、工事通知を地下埋設物企業に通知するとともに、立会確認は厳守するよう、神戸港管理事務所工務課内会議（平成20年10月16日開催）において、周知徹底した。</p> <p>（※みなと総局共通 (2)設計 イ参照）</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(5) 施工</p>		
<p>シ 工事標示板</p> <p>工事現場において、施工中の工事についての情報を公衆に開示することでその責任の主体を明らかにするため、工事期間中「工事名」、「工事期間」、「事業主体」、「施工業者」、「工事監理者」等を記載した工事標示板を掲げることとしているところであるが、以下の工事について適正な処置がとられていないものがみられた。</p> <p>① 本工事は、西宮市における本市水道局浄水場内の電気室新築他工事である。</p> <p>工事標示板は工事実施箇所の仮囲いに掲示していた。しかしながら、その場所是一般人の立入禁止の浄水場構内であることから、一般公衆の見やすい場所に掲示することで情報の開示をし、協力を求めるという本来の目的が達成できていない。</p> <p>適正な場所に掲示させるべきであった。</p> <p>(水道局技術部計画課)</p> <p>[No.50 上ヶ原浄水場4号変電所電気室新築他工事]</p> <p>② 本工事は、西区の学園都市駅における点字ブロック改修他工事である。</p> <p>本工事は、昼間作業もあるが、主として夜間(深夜)作業であるとして、工事標示板の必要性を考慮せずに掲示していなかった。</p> <p>工事の施工にあたって、工事標示板の掲示をすべきであった。</p> <p>(交通局高速鉄道部施設管理課)</p> <p>[No.65 学園都市駅便所及び点字ブロック改修工事]</p>	<p>① 平成20年9月16日の計画課営繕係会議で工事定期監査の報告を行い、内容の周知を図ると共に、今後は周辺の道路や隣地の状況にも配慮し、工事標示板は一般公衆に見やすい場所に掲示するように、係内で徹底しました。</p> <p>また、平成20年10月28日付けで指摘事項にかかる改善方針について、関係課に通知しました。</p> <p>(水道局技術部計画課)</p> <p>② 今後は、工事標示板の必要性をよく考慮して掲示するよう、係会議(10月9日)で係全員に周知した。</p> <p>(交通局高速鉄道部施設管理課)</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(5) 施工</p> <p>ス 工事実績データの未登録</p> <p>請負金額 500 万円以上の公共工事については、工事実績データを（財）日本建設情報総合センターが運営する工事実績情報システムに、登録する必要があり、設計図書にも明記されている。</p> <p>しかし、以下の工事において不適正な処理がなされていた。</p> <p>請負人を指導し、適正に処理すべきであった。</p> <p>① 契約締結後 10 日以内に登録することになっているが、登録が大幅に遅れているもの (交通局高速鉄道部電気システム課)</p> <p>[No.67 名谷変電所統合理化に伴う電力管理システム等改修及び上沢・板宿変電所改造工事]</p> <p>[No.68 学園都市駅他 ATC 等改修 (非常停止) 工事]</p>	<p>工事実績データの登録にあたっては、今後こうした遅れをなくすため、請負人に契約後 10 日以内に登録するように周知徹底するとともに、複数の監督員による工事カルテの確認、登録結果の写しのチェックを十分に心がけていく。</p> <p>また、平成 20 年 9 月 1 日の係会議及び平成 20 年 9 月 2 日の課内会議において、課内全員に周知した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(5) 施工</p> <p>ゼ 工事打合簿（指示書）の整備</p> <p>監督員がその権限を行使するときは、原則として書面により行うものと定められており、口頭による指示等が行われた場合でも、後日書面により監督員と請負人の両者が指示内容等を確認できるように工事打合簿により処理する必要がある。</p> <p>下記に示す工事において、請負人に各種指示を行っていたが、工事打合簿に記載のないものが一部でみられた。</p> <p>不明確な変更指示等にならないよう、監督員と請負人の両者が指示内容を書面で確認できるよう、工事打合簿を整備すべきである。</p> <p>(みなと総局技術部臨海整備事務所) [No.32 神戸空港造成及びその他整備工事(その2)]</p>	<p>重要な変更となる場合は、工事打合簿が必要だが、漏れをなくすため発注者と請負人の相互で適宜再確認するよう、臨海整備事務所内会議（平成20年10月1日開催）において周知徹底した。</p> <p>また、10月16日に、みなと総局技術部長から各所属長対し「平成20年度第1期工事監査結果への対応について」が指示され、臨海整備事務所内会議（平成20年10月16日開催）において、再度周知した。</p> <p>(※みなと総局共通 (2)設計 イ参照)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(5) 施工</p> <p>ソ 工事写真</p> <p>本工事は、中央区の港湾倉庫上屋における外壁改修他工事である。</p> <p>外壁改修工事の場合、特記仕様書で「改修工事開始前に必要改修箇所を調査を行って調査表を作成し、施工後最終数量確認のうえで、請負金額の増減を行う。」こととしている。</p> <p>最終数量確認のための資料には、「調査・施工した箇所が照合できる写真（改修必要箇所をマーキングし、No等を明記した上でスケールを当てて撮影すること）が必要」と特記仕様書に記載されている。</p> <p>しかしながら、一部施工箇所の写真が撮影されておらず、調査表及び最終施工箇所との対比ができないものがあつたため、最終数量確認に正確さを欠くこととなっていた。</p> <p>特記仕様書に基づき、適正に処理すべきであった。</p> <p>(みなと総局神戸港管理事務所営繕課)</p> <p>[No.42 新港東埠頭T上屋外壁塗り替え他工事]</p>	<p>外壁改修工事の書類作成のポイントをわかりやすく記した「外壁改修工事記録写真等作成について」をまとめた。</p> <p>また、上記書類を工事着手前に請負人へ配付し、同様なことを繰り返さないよう、神戸港管理事務所営繕課内会議（平成20年9月9日開催）において、周知徹底した。</p> <p>(※みなと総局共通 (2)設計 イ参照)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(5) 施工</p>		
<p>タ 地盤改良範囲の設定</p> <p>本工事は、須磨区神の谷遊水池（福田川）を埋立て、新高校（平成21年4月開校予定）のグラウンド用地を造成する工事（粗造成約3.5ha）である。</p> <p>雨水幹線をボックスカルバートで構築するにあたって、その支持力安定のために現地盤をセメント改良している。</p> <p>現場の平板載荷試験から軟弱な地盤（砂質土）が確認されたとして、簡易測定を実施したが支持力の判定ができなかったため、支持力算定式においてその一部を不明として計上せず、改良範囲（延長88.7m、幅6.9m、深さ2.0m）を設定したものである。</p> <p>しかし、①支持力の一部を不明としているが、他の測定方法またはN値から算定することは可能であり、②土の単位体積重量の設定においても水中単位重量を適用しているが、湿潤単位体積重量を適用でき、また、③場所によっては、N値や支持力が異なるにもかかわらず、88.7mの区間を1箇所のみ測定だけで同一の改良深さを設定しており、改良範囲の算定に合理性を欠いていたものである。</p> <p>地盤改良範囲の設定にあたっては、确实かつ正確な調査の実施のもとに、合理的に算定すべきであった。</p> <p>（みなと総局技術部工務第2課） （みなと総局技術部西神整備事務所） [No.35 名谷地区 宅地整備工事（その2）]</p>	<p>地盤改良範囲の設定にあたっては、确实かつ正確な調査を実施し、合理的な設計・施工を行うよう、工務第2課内設計担当者会議（平成20年9月1日開催）、西神整備事務所内会議（平成20年10月16日開催）において、周知徹底した。</p> <p>（※みなと総局共通 (2)設計 イ参照）</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(5) 施工</p> <p>チ 建物内への雨水漏水</p> <p>本工事は、西宮市における本市水道局浄水場内の電気室新築他工事である。</p> <p>鉄骨造平屋建てで、外壁は打ち放しコンクリートの腰壁（高さ 52.5cm）上部に ALC 版を建て込んでいるが、腰壁コンクリート部分から漏水し、室内床面に水が溜まっている状況が見られた。これは、コンクリート施工時の型枠締付金物（セパレーター）の取り付け部分を伝わった雨水がヘアクラックを通じて浸透したものであると思われる。ヘアクラックの発生自体は問題があるとは思われないが、漏水のない他の箇所でも、セパレーター穴周辺に集中して発生しており、施工上の問題と考えられる。</p> <p>今後の維持管理上適正な措置を講ずるべきである。</p> <p>（水道局技術部計画課）</p> <p>[No.50 上ヶ原浄水場 4 号変電所電気室新築他工事]</p>	<p>経過と措置は以下の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本件の漏水は工事の瑕疵であり、請負人へヘアクラックの発生原因の特定と現況及びそれを踏まえた補修方法を速やかに報告させた。（6 月 20 日報告書受理） 2. クラック発生原因について検証を行ったが特定することは難しく、様々な要因が重なって発生したと思われる。 3. 腰壁のヘアクラックについては、現況と今後の予測を踏まえた補修を請負人に指示した。（8 月 1 日） 4. 請負人より施工計画書受理（8 月 5 日） 5. 請負人による補修完了（8 月 29 日） 6. 水道局職員による現場確認（9 月 3 日） <p>9 月 16 日の計画課営繕係会議で工事定期監査の報告を行い、内容の周知と再発防止のため、クラック発生の要因を減ずるべく、コンクリート打設に関する施工監理をよりきめ細かく行うよう徹底しました。</p> <p>また、平成 20 年 10 月 28 日付けで指摘事項にかかる改善方針について、関係課に通知しました。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(6) 検査</p>		
<p>ア 検査員指定簿の取扱い</p> <p>本工事は、市営地下鉄西神山手線の構造物のクラック、露筋等の補修工事である。</p> <p>本工事の完成検査において、検査員指定簿（交通局においては任命簿としている。）で指定された検査員と異なる検査員により検査を受け、合格としていた。</p> <p>検査員指定簿で指定された検査員が監督員と同一であることから急遽、検査員を変更したものであるが、まず、不用意に監督員を検査員として指定している点に加えて、検査員指定簿の変更処理がなされないまま検査員が変更されていたため、書面上では指定されていない検査員による検査となってしまうものである。</p> <p>検査員指定簿は、検査員の指定上重要なものであり、慎重に取扱うべきであった。</p> <p>（交通局高速鉄道部施設管理課）</p> <p>[No.57 高速鉄道構築クラック等補修工事]</p>	<p>今後、検査員を変更する必要がある場合は、直ちに適切な変更手続きをとるように周知徹底し、十分なチェックを行っていく。</p> <p>本件について、平成20年8月20日の係会議において係員全員に周知した。</p>	<p>措置済</p>